



2022年 冬
(通巻88号)

ちばケアマネ通信

2022年1月発行

URL <https://www.chiba-cmc.com/>

新年のごあいさつ

謹んで新年のお慶びを申し上げます。会員の皆様には先が見えぬ新型コロナウイルス禍においても、変わることなく様々なご支援を賜り感謝申し上げます。

当会の多くの事業活動も感染症対策を行い、現状に合わせて慎重に滞りなく行われています。私たちの役割は人と社会を結びつけることですが、一時的には、一定の距離や方法で補わなければならない状況となっています。本来の支援過程が軽視されることなく、この状況乗り越え、利用者へ寄り添うカタチを創造していきたいと考えています。会の更なる発展のために、一層尽力して参りますのでどうぞ宜しくお願いします。

理事長 林 房吉

謹んで新春のお祝いを申し上げます

笑いの効果として「笑いは百薬の長」と健康面への有効さが科学的に実証されつつあります。いろいろな笑いがありますが、どうすれば優しい笑い(笑顔)になれるのでしょうか。

毎日の生活の中で、五感を大切に、地面の柔らかさ、雨音、新緑の香り、口にする食べ物の味など、感覚を深めましょう。その感覚が喜びとなり、心を豊かにし、優しい笑いにつながると考えます。

会員の皆様、ご家族様におきまして、優しい笑いにあふれる1年となりますよう、心より祈念いたします。

副理事長 渡辺 哲也

謹んで新年のお慶びを申し上げます。毎年年末になると今年の漢字一文字が話題になりますが、令和3年の私の漢字一文字は「研」でした。全ての法定研修のオンライン化や、Zoom活用研修等に携わって参りました。「研」という字には、努力して向上するという意味もあります。昨年新設されましたICT委員会においても、ICTの積極的な活用について会員の皆様と共に取り組んでいけたらと思っております。本年もどうぞ宜しくお願いいたします。

副理事長 萩原 直美

会員の皆さま、新年明けましておめでとうございます。本会の活動に際しましては、昨年中も多大なるご支援とご協力、ありがとうございます。利用者や地域での支援を通じて、何気ない日常に価値があること、つらい時にこそ支える家族や友人、仲間の大切さなど、日々さまざまな発見を感じずにはいられません。こういう時代だからこそ、私たち介護支援専門員ができること、果たせる役割をしっかりと見据え、会として皆さまの活動をサポートしたいと考えております。本年もどうぞ宜しくお願いします。

副理事長 井上 創



Zoomによる理事会の様子

新役員紹介

新年あけましておめでとうございます。千葉県歯科医師会より推薦を受けて理事を拝命致しました。県歯会では8029(ハチマル肉)健康寿命延伸委員会の理事を務めております。

介護支援専門員の方達とは、歯科訪問診療や富津市の各種会議等で大変お世話になっております。多職種連携では要の役割ですが、ケアマネの皆様に負担がかかっている、恐縮するばかりです。微力ではございますが、お役に立てればと存じます。どうぞよろしくお願い致します。

(左列下から1番目) 水町 裕義

今さら聞けないシリーズ ~お金にまつわるあれこれ~第4回(全4回)

障害福祉サービスとの併用について

広報副委員長 曾我 敦子

<はじめに>

「今さら聞けないシリーズ」の4回目は障害福祉サービスとの併用についての内容です。

障害福祉サービスでの自己負担額や高齢障害福祉サービスにおける自己負担軽減について確認していきたいと思えます。また、2018(平成30)年4月より障害福祉サービスを利用してきた方が65歳を迎えると介護保険が使えるサービス(※1)については介護保険優先となりますが、その際の利用者負担軽減が設けられましたので改めて確認していきたいと思えます。

※1 サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、原則介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることとなります。具体的に介護は訪問介護・通所介護・短期入所生活介護があげられます。市町村が適当と認める支給量が介護保険サービスのみによって確保することができずと認められる場合等には、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能です。また、障害福祉サービス固有のサービスと認められるもの(同行援護や行動援護等)を利用する場合については、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能です。詳細は、各市町村への確認をお願いします。

【障害福祉サービスでの自己負担額について】

まず、障害福祉サービスでの自己負担について確認していきます。障害福祉サービスでは、月の負担上限額に至るまではサービスの利用にかかった費用の1割負担となります。所得に応じて(表1)での4つの区分の負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス費の額にかかわらず、それ以上の負担は生じません。区分や負担上限額については、障害福祉サービス受給者証にて確認します。

(表1)

区分	世帯(障害のある人とその配偶者)の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯(注1)	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円(注2)未満 ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者を除きます。(注3))	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

注1: 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

注2: 収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

注3: 入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

【高額障害福祉サービス費（世帯単位の軽減措置）】

同一世帯内で複数人が障害福祉サービスを利用していたり、1人で介護保険サービスと障害福祉サービスを併用していたりして、世帯全体での利用者負担合計が「37,200円」を超えた場合、申請に基づき超過分が還付されます。（償還払いになります。）

2021（平成24）年4月より補装具に係る利用者負担額も合算軽減が図られています。

ただし、自立支援医療、療養介護医療、肢体不自由児通所医療及び障害児入所医療に係る利用者負担については、合算の対象外とされています。

（例）1人の方が障害福祉サービスと介護保険サービスを利用している場合

障害福祉サービスで支払った利用者負担月額：30,000円
介護保険サービスで支払った利用者負担月額：15,000円
利用者負担月額の合計 30,000円+15,000円=45,000円
還付される金額 45,000円-37,200円=7,800円

【新高額障害福祉サービス等給付費】

障害福祉サービスを利用していた方が65歳になり介護保険サービスに移行すると、利用者負担が増加してしまう事態を解消するための仕組みとなります。

原則として1割負担を支払い、後日申請を行い償還される仕組みとなります。

詳細につきましては、各市町村に確認してください。

対象者は下記のとおりです。

1. 65歳に達する日前5年間にわたり、介護保険サービスに相当する障害福祉サービスの支給決定を受けていたこと。※ただし、65歳に達する日前5年間に於いて、入院やその他やむを得ない事由により介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けなかった期間がある場合において、その期間以外の期間において介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた時には、当該要件を満たすものとする。
2. 65歳に達する日の前日において「低所得者」または「生活保護」に該当し、65歳以降に利用者負担の軽減の申請をする際にも、「低所得者」または「生活保護」に該当すること。
3. 65歳に達する日の前日において障害支援区分2以上であったこと。
4. 65歳までに介護保険サービスを利用してこなかったこと。

（事例）5年以上、障害福祉サービスでホームヘルプサービスを受けていたMさんは65歳の誕生日を迎えました。Mさんは低所得世帯であったため障害福祉サービスの利用者負担は0円でした。65歳になったため、介護保険申請を勧めたがMさんは拒否されました。「介護保険で同じ支援を受けるのに1割負担なんておかしい」とおっしゃっていました。新高額障害福祉サービス等給付費について、丁寧に説明し納得していただいたうえで介護保険申請となりました。

【補装具費支給制度】

補装具費支給制度の利用者負担は、所得等に配慮した負担となっております。なお、世帯（障害のある方とその配偶者）の所得に応じて表2の区分負担上限額が設定されます。

障害福祉サービスと介護保険法に基づく居宅サービス等に係る利用者負担と補装具に係る利用者負担を合算したうえで利用者負担の軽減が図られるようになっています。

（表2）

区分	世帯の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯（※）	0円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

※市町村民税非課税世帯

例）3人世帯で障害者基礎年金1級受給の場合、概ね300万円以下の収入

【おわりに】

障害をお持ちの高齢者は年々増加しています。内閣府が出している障害者白書の中でも身体障害者の全年齢のうち65歳以上の割合が平成28年には7割程度まで上昇していると報告がありました。障害者の高齢化が進んでいることがわかります。障害福祉サービスについて私たちケアマネジャーも再確認し必要に応じて支援に活かしていくこと。また、障害福祉サービスにおいて計画作成を担当されている相談支援専門員がいる場合には連携をとりながら支援していくことも大切です。障害福祉サービスについては各市町村において対応が異なる場合がありますのであらかじめ確認しておくといいと思います。

関係団体の情報コーナー

日本介護支援専門員協会 南関東ブロック研修会 第19回神奈川県介護支援専門員研究大会 合同開催

令和4年2月19日（土）10:00～16:30 オンライン開催
詳しい情報は神奈川県介護支援専門員協会HPをご覧ください。

参加登録受付中!

第16回日本介護支援専門員協会 全国大会inみやざき

令和4年6月4日（土）、5日（日）
定員 会場：800名 / オンライン：2,000名
申込締切日 令和4年4月29日（金）
詳しい情報は大会HPをご覧ください。



利用者さんとのほっこりエピソード 投稿



「この人（妻）のつくるご飯は美味しいよ」

満面の笑みで私に大きな声で話しかけてくれるCさん96歳と、その夫の話を幸せそうな笑顔で聴いているKさん91歳。このご夫婦のお宅に訪問している時間は、どこか懐かしい昭和の時代にタイムスリップしたような気持ちにさせてくれます。妻のKさんは「料理をつくるのが私の趣味」と話してくださり、配達される食材を選ぶこと、メニューを考え、手作りの料理を夫婦一緒に食すその時間まで全てを大事にされていらっしゃる。今の時代、どこかに忘れられてしまったゆっくりと流れる時間が、ご夫婦の周りには漂っています。夫のCさんは「字を書くことが趣味」と話してくださり、旧国鉄マンだった頃は「駅に張り出される手書きの案内掲示は、すべて私と仲間の3人で手書きしていたよ」と教えていただきました。そこで私は毎月提示する利用票に、押印ではなくサインで対応していただくことにしています。

本当におふたりはとても話し好きで、私だけではなく、訪問診療の医師やスタッフ、訪問薬剤師の方々に来ていただいた時もいつも明るく笑顔で話はずんでいるそうです。訪問医から「今日も（健康状態が）〇ですね」と言っていたことがうれしいと、毎日の血圧と体温測定と記録も欠かしません。帰る時には、必ず夫婦一緒に玄関までお見送りをさせていただきます。「またおいで」と手を挙げて微笑んでいる顔を見ていると気持ちがほっこりしてこちらが元気をいただきます。

大正・昭和・平成・令和と生き抜いてこれ、更にこれからも自分の暮らしを大事にしていこうと頑張っているおふたりをみると、「ケアマネの仕事をしてよかったなあ」と感じる瞬間があり仕事にむかう励みになっています。

M.T

うちのICT化 投稿

約4年前、数社の製品を比較検討して特養、短期、通所、居宅の各事業で同一の介護保険ソフトに変更した。以下、居宅介護支援について介護保険ソフト導入の前・後を書いてみたい。

比較のポイントは、①どこまでの機能を求めるか ②メーカー側の開発の意図するところ（ユーザーのどういうニーズを反映しているか）の情報 ③サポート窓口の体制 ④価格 などと思われる。製品が決まると新旧の移行期間が必要となる。当事業所では、BCPではないが事業を止めないでソフトを入替えるため年末年始の休暇中に、職員が休日返上して利用者情報やサービス事業所情報を必死で入力した。新旧のソフトに互換性がなかったため手間と時間を要し、2か月程度は両ソフトを併用し、新ソフトで報酬請求まで間違いなく出来ることを確認してから本格的に移行した。

前はサーバー型でその事業所単独での使用に留まっていたが、変更後はクラウド型となり、法人内のサービス事業所と利用者情報やケアプラン、利用実績を共有できるようになったことは大きな改善だった。FAXや紙でのやり取りは法人内のサービス間では無くなった。

ソフトの入替も頻繁にできることではないので中長期的な視点で考える必要があると感じている。

S.Y

研修委員会からのお知らせ

令和3年12月18日（土）、第98回研修会を開催いたしました。当初の定員200名を超える申し込みがあり、当日は約250名の方が受講をされました。Zoomを使ってのオンライン開催で、テーマは「死を前にした人に向き合う心を育てる～ケアマネジャーの視点と看取りケア～」講師は一般社団法人エンドオブライフ・ケア協会認定ELCファシリテーターの相田里香先生でした。講義の中では「死を前にした人の心」にふれる動画の視聴や、ひとりひとりが静かに自分と向き合い「苦しみ」について考えるワークなどもあり、ケアマネジャーとしてまたひとりの人として「苦しみ」を抱えた方にどう向き合うことができるか、深く考えることのできる時間となりました。ケアマネジャーとしてこれから看取りケアにたずさわる時、研修で体感した気持ちをきっと活かせることと思います。

現在、拡大しつつある第6波に備え、次回第99回研修会は、令和4年3月5日（土）オンラインでの開催を予定しております。今年4月の制度改正で新たに始まりました取り組みの現状と課題をテーマとし、現在検討を行っております。詳細が決まり次第、当会ホームページ等でご案内をさせていただきますので、よろしくお祈りいたします。

ちばケアマネ通信に投稿してみませんか？

会員の皆さまに親しんでいただける会誌を目指して、皆さまからの投稿を募集しています。

投稿してみたい方は、1ページのタイトルにあるQRコードからアンケートフォームにアクセスして回答をお願いいたします。

サポート委員会から ハッピーニューイヤー

明けましておめでとうございます。皆様、いかがお過ごしでしょうか。

昨年は、コロナ禍の1年で研修体制や業務体制等の変化も多く、様々な業務の在り方を確認できた年でもありました。その中でサポート委員会では、オンライン研修等に対応できるように「Zoom活用研修会」を行ってきました。多くの方に参加していただき新たな学びにつながったことと思います。また、「スマートダイアリー」を発行し会員の皆様に配布をさせていただきました。使い勝手はいかがでしょう。毎年、皆様の意見を取り入れながら改善を繰り返しており、より使い勝手の良いダイアリーにしていきたいと思っています。目まぐるしく変化している昨今において最新情報を持つことが大切になります。千葉県介護支援専門員協議会のホームページも積極的にご活用ください。サポート委員会としても相談窓口、学びの機会の検討等で皆様を全力でサポートして参りますので、是非ご意見をお寄せください。会員皆様のご健勝をお祈りし年頭のご挨拶に代えさせていただきます。

千葉県や千葉市で老人ホームをお探しの方へ

地域密着ならではの3つの特長

千葉県の
1,000以上ある
ホームからご紹介

ご自宅や病院・老健など、
ご希望の場所まで
無料出張相談

公平中立な
プロの相談員が
施設見学に同行
(※ご希望の方はお車での
ご案内も承ります)



千葉県で有料老人ホームをお探しならリーブスへ
千葉老人ホーム・介護施設紹介所

HPは
こちら



年間相談実績
1,000件
以上

ご相談から入居後のアフターフォローまで全て無料です。お気軽にご相談ください。

0120-966-366

※面談は予約制となっておりますので、予め上記にご連絡の上お越しください。
電話受付時間/月～金9:00～20:00 土曜日9:00～18:00

運営会社
ひまわりライフサービス株式会社
高齢者住まい事業者
団体連合会(高住連)
届出番号:20-0169
千葉市中央区中央3-2-2
八田ビル6F(旧バルコ裏)

千葉県庁だより 県からの おしらせ

令和3年度 新型コロナウイルス感染症 介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業について

【概要】

感染防止対策を継続的に行うために、衛生用品等の購入に要した経費を支援します。

事業所や施設の規模に応じて1事業所及び1施設ごとに設定された基準単価を上限に助成します。

【対象施設等】

令和3年10月1日から12月31日までの間に指定等を受けているものであり、対象となる事業所・施設の種別については千葉県ホームページで確認してください。

【対象期間】

令和3年10月1日から12月31日までに購入した衛生用品及び感染防止対策に要する備品の購入費用。

【申請方法】

原則として、居宅介護支援事業者を含む介護サービス事業所・施設が法人ごとに千葉県国民健康保険団体連合会の電子請求受付システムから申請します。

【申請期限】

令和4年1月31日(月)

【その他】

助成額、その他の条件など、詳しくは千葉県ホームページをご覧ください。

千葉県ホームページ→暮らし・福祉・健康→福祉・子育て→介護保険→介護サービス事業者の方へ→[介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業について](#)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/hoken/tetsuzuki/kaigo/r3kansenshoushi.html>

●問い合わせ

【事業全般に関するお問い合わせ】

厚生労働省コールセンター
TEL: 03-5253-1111 (内線: 3807, 3907)

【電子請求受付システムでの申請に関するお問い合わせ】

国民健康保険中央会コールセンター
TEL: 0570-059-402

【個別の審査状況に関するお問い合わせ】

健康福祉部高齢者福祉課介護事業者指導班
TEL: 043-223-3926 043-223-3927 (平日9時~17時)

みんなの 事務局です!! 84

オンライン法定研修についてFAQ

Q Zoomは使い慣れているので、接続テストは参加しなくても大丈夫だと思うのですが。

A 接続テストでは、研修当日スムーズに受講いただくため、通信環境や音声の確認のほか、Zoomの操作、マナー、研修時の注意事項等の説明を行います。

法定研修では参加者が数百人になるため通信環境に大きな負荷がかかります。接続テストにより、受講日までの準備や通信環境の改善点を確認し、安全かつ確実に研修の全日程を終了するために大切なものです。当日に慌てないためにも必ず参加してください。

Q 入室は研修開始ぎりぎりでも間に合えば問題ないですね。

A 当日は数百人が受講します。事務局が順番に入室許可をおこないますが、時間帯により入室者が集中してお待たせする場合があります。また、ぎりぎりに入室した場合、音声やビデオの確認が十分に出来ないため通信等の不具合に気づかずに研修が始まり、その結果受講が認められなくなるケースが発生しています。早めに入室することで、早く不具合に気づき、対応できる場合もありますので、出来るだけ早めの入室を心掛けてください。

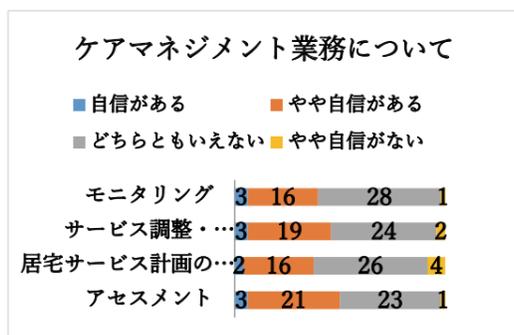
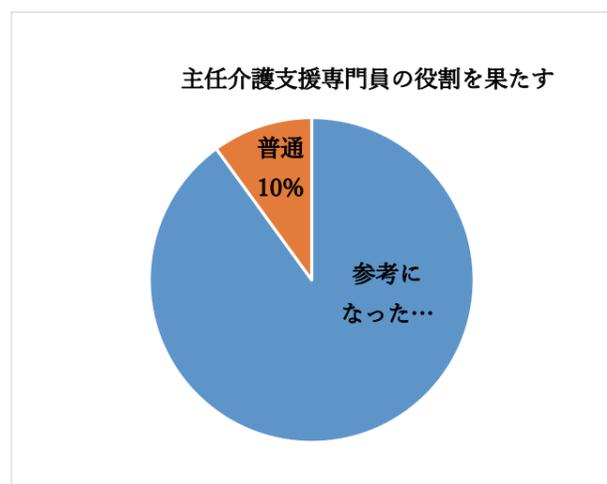
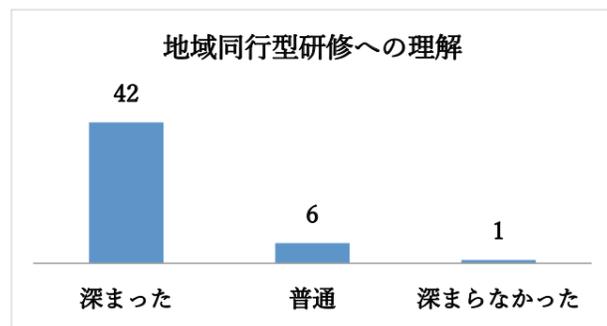
令和3年度千葉県介護支援専門員 地域同行型研修を実施しました

本研修は地域における人材育成の観点から、一定の実務を経験した介護支援専門員(受講者)に対し、主任介護支援専門員(アドバイザー)による実習型研修を実施することにより、相互研鑽を通じて介護支援専門員の実務能力の向上及び主任介護支援専門員の指導力の向上を図る目的で実施していますが、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、令和2年度は中止し、令和3年度については来年度以降の研修を充実するために、アドバイザーの養成をZoomで実施しました。

定員をアドバイザー70名として募集したところ、150名の応募があり、過去の本研修参加者は対象外とし、複数の応募のあった同一の事業所からは1名、他は各市がつけた優先順位により研修参加者を決定しました。

接続テストを経て、本番は10月6日に実施しました。初めてのオンライン研修でしたが、5時間を超える研修に意欲的に取り組んでいただくことができました。来年度の実施方法は未定ですが、アンケート結果から、オンライン研修と集合研修のバランスを考慮して計画していきたいと考えます。

研修後のアンケートから抜粋します。



介護保険に関するお問い合わせは

☎ 043-223-2387



編集後記

広報誌の形式が変わってから初めて、広報誌内に広告掲載をしました。投稿コーナーも広報誌に関するアンケートも少しずつ反響が見られるようになり、嬉しいことが続いています。少しずつ生活様式が変わって、新しいことに慣れていくことは大変ですが、作業の効率アップや時間短縮に繋がりが良いことも多いと思います。

広報誌も、少しでも皆様のお役に立てることができるよう、アンケート、投稿コーナーも是非是非ご活用いただけたらと思います。

広報委員長 前島 敦子